訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、当ステーションは、地方厚生局長等に届け出たステーションの看護師が、オンライン資格確認により、ご利用者様の同意のもと診療情報や薬剤情報を取得・活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算　50 円/月

本加算に関する施設基準は以下の通りです。

（１） 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
（２） 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
（３） 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
（４）（３）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

（個人情報の取り扱いについて）
個人情報保険委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

（資格情報の提供について）
資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。
同意無しにオンライン資格確認を行うことはございません。
医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人貴島会
貴島会訪問看護ステーション